

PSIM News

Professional Skills Instruction Materials
CONSORTIUM

法 実 務 技 能 教 育 教 材 研 究 開 発 コ ン ソ ー シ ア ム ニ ュ ー ズ レ タ ー

第31回法実務技能教育支援セミナー



スタンレイ・ヤオ教授

2018年6月30日(土)名古屋大学 東山キャンパス アジア法交流館2階カンファレンスルームでシンガポール国立大学(NUS)のスタンレイ・ヤオ特別教授をお招きして、「効果的な教授・学習技法:シンガポール国立大学スタンレイ・ヤオ教授とのワークショップ〜アジアトップランキンググローバルにおける法学教育技法」が開催されました。

ヤオ教授は、サザンクロス大学(オーストラリア)教授、院長を経て、2006年からNUS特別教授をつとめておられます。ワークショップでは下記の4つのトピックが提示され、ヤオ教授のNUSでの取組みについてのプレゼンをそれぞれ受けた上で、各トピックごとに参加者とのディスカッションへと進みました。

全てのトピックの前提としてNUS法学部の紹介がされました。「1956年に創設された同校は、4年間の学士課程であり、毎年の入学者が150人から250人に徐々に増やされてきている。他方、NUSは国立大学であり、法曹の需要の増加又は減少に応じて増加したり減少したりすることがあり、政府は定期的にこの数を確認している」とのことでした。また、「入学者のほぼ100%が法学学位を取得して卒業し、約80%が法律実務家になり、残りの約20%が公共もしくは民間部門で法学教育が役立つ分野に進んでいる」とのことでした。

1. コースの説明および目標と評価方法の調整

紋切り型になりやすいミッション・ステートメントを、NUSは職員、法律専門家、政府機関その他の利害関係者との広範な協議を経て、具体的なものとした。

例えば「性別、文化、社会、政治、環境、倫理に関して高い意識を有する」「判例法及び成文法に関して幅広い体系的な知識を有する」などです。そして、そのようなリストを教育カリキュラムに具体的に組み込みました。そして、それを「スタディ・ガイド」(①コースの説明を提示、②コースの目標を列挙、③評価方法及びコース目標との対応を明記したもの)を作成します。

そして、刑法の正当防衛及び過剰防衛の中では、条文や文献を記載した後に、過剰防衛に関して「被虐待

CONTENTS

今号の主な記事

第31回法実務技能教育支援セミナー	…01
ニューヨーク訪問記	…03
NITAと学術交流協定更新	…08
今後の予定	…08

女性被告人の経験を考慮に入れた解釈」について検討する復習用問題を提示しており、これによって「性別」「倫理」に関して「高い意識を有する」というミッション・ステートメントと適合したスタディ・ガイドとなります。

2. 効果的な講義配布資料の作成

研究によると、人は20分ごとに、ほんの7分だけ完全な集中状態に入ることが分かっています。スマートフォンやラップトップが普及した今日、学生は「自分はマルチタスキングである」ことを理由に多くの時間、主題に集中できない(daydreaming)時間を過ごすことになります。この点については、オンラインで事前に授業全体を概観できる講義資料を配布しており、各講義の冒頭に学生が講義配布資料をアップロードして静かに数分間ブラウジングさせるようにしています。また、授業で利用するパワーポイントスライドは字を大きく、簡潔なものとし、1講義あたり8スライド以下(多くても10スライド)に限定しています。

3. 指定文献および推奨文献の選定

指定文献と推奨文献を明確に区別して、学生の負担に上限を画することが重要です。例えば、自分が担当する刑法の授業では必読の資料を1週間あたり40～50頁に限定しています。

4. 教室内外における学生の時間の有効活用

私たち学生と教師は、相互に「授業の準備がきちんとできている」という条件で授業に臨むことが契約の条件であり、これらが相互に遵守された場合に初めて、教員と学生の双方にとって非常に効果的な教育・学習経験となります。

①適切な教材の選定、②スタディーガイドの作成、③講義ではケーススタディを活用し、授業ペースに緩急をつけ、学習方法を多様化させること、④より深く検討するための研究論題の選定、⑤レスポンスペーパーの発表でクラスディスカッションを促すこと、⑥学生の授業への参加の評価などのテクニックを用いることが重要です。

5. 意見交換

各トピックにおける参加者との議論では、日本の法科大学院における司法試験の重圧など前提条件の違いについての認識共有がなされたほか、「指摘された多くの事項について共感しており実際に自分の授業でも指摘された多くの事項を実践している」との報告や、そのような取り組みを教員全体での意識の共有方法とする上での悩みなどが議論されました。最後の問題について、ヤオ教授からは「ゆっくりと(slowly)」「限定された小さな場所から」少しずつ進めてゆくことが重要であるとのコメントがなされました。

また、講義については一定程度ビデオ等を使うことも考えられるのではないかと参加者の意見についてヤオ教授はこれを肯定されたうえで、チュートリアルですら、プラットフォームを使って、チャットのような形でやる方法もあるが、フェーストゥフェースの面が少なくなる点での懸念を表明されました。

更に、ヤオ教授は授業での配布資料について、「レクチャーノートは出さない。NUSに入学する時点で、その前の高校教育で非常に試験重視の教育を受けてきた者が多い。多くの学生は、その延長で答えも先生からもらえるのを期待している。しかし、そのような考え方では『ある種の物の考え方』が損なわれてしまう。だからこそ、レクチャーノートは出さないことにしている」と発言され、参加者からは、これについて賛意を示し、実際にそのような形でパワーポイントファイルの利用を敢えて取り止めたり電子データをそのまま渡さないようにしている取り組みなどが紹介されました。

ヤオ教授からは「シンガポールには天然資源がないので、若い人が一番の資源であるから、社会に貢献するように育てたいと考えている」と繰り返し述べられ、その前提としての利害関係者全員での議論を通じたミッションステートメントの策定が、そのバックボーンとなっており、かような議論全体がこのような系統だった指導方法に結実しているように思われました。

文責：榎本 修(名古屋大学法科大学院 教授)

ニューヨーク訪問記

今回のNITAとの協定更新で訪問したDay Pitney法律事務所(アメリカ合衆国ニューヨーク州)の他に視察や意見交換のため、コロンビア大学ロースクール、フォーダム大学ロースクール、キングスカウンティ家庭裁判所等の関係機関を訪問いたしました。

同行いたしましたPSIMコンソーシアム吉野夏己副代表(岡山大学)、宮城哲副代表(琉球大学)、榎本修運宮委員(名古屋大学)の訪問記をご紹介します。



琉球大学法科大学院
教授 宮城 哲

コロンビア大学ロースクール

2018年2月26日(月)、オバマ前大統領の母校でもある名門コロンビア大学ロースクールを視察させていただきました。

今回の視察の主な内容は、コロンビア大学ロースクールの教員から同大学におけるクリニック、エクスターンシップ及びLL.M.プログラムについて話を聞いて意見交換等をしたり、授業参観等をさせていただくというものでしたが、視察のコーディネートしていただいたコロンビア大学のExternship Director Marcia Levy先生(以下、「レビー先生」といいます。))のご配慮により、まずは、ロースクール棟の上層階にある教員研究室のあるフロアの教員ラウンジ等を見学させていただいた後、校内にあるFaculty Houseのレストランで美味しいランチをいただきながら、ミーティングを行いました。このランチミーティングには、コロンビア大学のJapan Center for Legal Studies Executive Directorとして赴任したばかりのNobuhisa Ishizuka先生(以下、「石塚先生」といいます。))も同席し、ご紹介いただきました。石塚先生は、コロンビア大学ロースクール出身のニューヨーク州弁護士で、六本木にある大手外国法事務弁護士事務所のパートナー弁護士をしていたところ、母校の日

本法学研究センター長という魅力的なポストの採用という話があり、キャリアアップを図ったという話でした。NITA講師も務められているレビー先生もコロンビア大学に招聘されて間もないという話でしたし、コロンビア大学が名門であり続けるために常に優秀な教員を集めているということを垣間見た気がしました。そして、日本ではお目にかからないような羨ましいほどに充実した教員ラウンジやレストラン等も、優秀な教員に気持ちよく働いてもらうために必要な施設として用意されているのだと実感しました。

美味しいランチをいただいた後は、本格的な視察の始まりです。まず、13:30~15:00頃まで、Clinical Professor であるBarbara A.Schatz先生とCarol



▲ FACULTY HOUSEでの昼食会



Barbara A. Schatz教授、Carol B. Liebman教授

B. Liebman先生から、コロンビア大学におけるクリニック教育についてお話を聞き、意見交換をしました。ABAの認証評価基準が変更され、クリニック等の臨床科目が6単位必修となったことに伴い、コロンビア大学もクリニックやエクスターンシップに力を入れており、様々なプログラムを用意していること、クリニックは、学生が法曹としての責任感や依頼者とのコミュニケーションスキル等を学ぶために学生が主任代理人となって活動すること、例えば、Community Enterprise Clinicでは、高額な弁護士費用を支払うことが難しい非営利団体や中小企業の主任代理人を学生が務め、学生が直接依頼者からインタビューを行い、リサーチをし、契約書のチェックや交渉等を行うなどして依頼者とともに問題解決に当たることになるので、依頼者との関係構築のためのローヤリングスキルはもちろん、必要に応じてその団体特有の必要な新しい法律問題や法律以外の問題についても勉強しなければならない、学生が責任感とともに実質的な紛争解決能力を身につけることができること、スーパーバイズの仕方は、事前にセミナーを行ったうえ、その後毎週実施する教員とのミーティングにおいて報告を受けて指導すること、評価は可否判定で、評価の仕方は、評価項目や評価の仕方についてマニュアルがあり、そのマニュアルを学生にも事前に示して、学生自身にも自己評価をさせつつ、教員も学期中に面接をして改善点等につき指導するなど、形成的評価を行っていること、ただ、最終的には友人の弁

護士にこの学生を雇って下さいとお願いできるかという観点から評価が行われることなどについて、お話を聞き、意見交換をしました。日本とは、制度の違いや司法試験の負担等の違いはあるものの、形成的評価の仕方等参考にすべきこともたくさんあり、今後PSIMコンソーシアムにおいて研究すべきことについてヒントを得ることができました。

次に、15:30～17:00頃まで、Dean、Graduate Legal Studiesの Sylvia T. Polo先生とDean of StudentsのYadira Ramos-Herbertさん(以下、「ラモスさん」といいます。)から、主としてコロンビア大学のLL.M.プログラムについてお話を聞きました。LL.M.プログラムの受講生のほとんどが海外からの留学生であり、日本からは3～5年の実務経験を積んだ弁護士が受講しているケースが多いこと、8月～5月までの1年間のプログラムで、修了すると7月にニューヨーク州の司法試験の受験ができ、日本人は1月頃から試験対策をするので、他国の留学生よりも司法試験の合格率が高いこと、不動産法や税法等の専門科目の他に、クリニックやエクスターンシップといった臨床科目も受講させるようなプログラムとしていること、留学生の受講生を増やすために、サマースクールとして6週間のビジネス法プログラム等も開講していることなどについて教えてもらいました。また、途中、ラモスさんのDean of Studentsのオフィスに移動して、コロンビア大学ロースクールの学生支援についてお話を伺いましたが、学生の約48%が女性で



▲ Sylvia T. Polo教授、Yadira Ramos-Herbert氏との懇談

あること、給付型奨学金が充実していることなどもあり、白人以外の学生も約42%であること、学生支援の重要性から学生部スタッフとしてラモスさんを含め4名の弁護士が採用されていること、トランプ政権になってから志願者が増えていることなどもお聞きしました。

その後、最後の視察まで空き時間があつたので、校内にあるコロンビア大学のブックストアに行きましたが、コロンビア大学グッズがとても豊富で、お土産選びが楽しく、子供達へのお土産としてコロンビア大学のキャップとTシャツ、法律事務所へのお土産としてコロンビア大学のチョコレートを買いました。

最後の視察は、18:20から始まるエクスターンシップセミナーの傍聴でした。同セミナーは、エクスターンシップ先で研修している学生が定期的に大学に集まって、担

当教員や他の学生に対し各自の取り扱っているケースについて報告し、皆で分析検討するという内容で、ちょうど夕食時間にもかかるため、各自が軽食を持ち込み、飲食しながらでしたが、各自が取り扱っているケースにつき活発な分析検討がなされていました。

セミナー傍聴が終わって外に出たときは、既に暗くなっていましたが、校内の並木がライトアップされており、とても綺麗で、長時間にわたる視察の疲れも癒されました。

以上、つたない報告で恐縮ですが、最後までお読みいただき、ありがとうございました。最後に、今回の視察にご協力いただいたコロンビア大学の先生方、特にコーディネートしていただいたレビー先生には大変お世話になりました。この場をお借りして心から御礼申し上げます。

名古屋大学法科大学院 教授 榎本 修

フォーダム大学ロースクール

2018年2月27日(火)にニューヨーク・マンハッタンのだ真ん中にあるフォーダム大学法科大学院を訪問しました。

Moore Advocacy Center(ムーア弁護センター)のDirector(センター長)を務めておられるAdam Shlahet教授の先導で、まずは法科大学院の建物を案内していただきました。ジュリーアード音楽院などがある「リンカーンセンター」というニューヨークの中心地に位置する同法科大学院は近時建物を建て直したところとのことで、各教室に寄付者の名前があり、卒業生の名前や法律事務所の名前が掲示されていました。寄付を大事にするという精神があるのだと思いますし、法科大学院や教員に対する感謝の気持ちの表れということもできるでしょう。建物の構造では、模擬法廷の教室がヨコ型になっていたことに興味を持ちました。通常日本の模擬法廷は、法廷の傍聴席を学生が座る席と考えて設計されていることが多いと思います。アメリカは陪審裁判を強く意識すること

もあるのか、この教室では陪審員席にあたる席を学生が全員座れるくらい多数配置し、法廷を横から見る形になります。



▲ フォーダム大学の模擬法廷 ヨコ型になっている

図書館も見学。食事をしながら分厚いケースブックに没頭している学生も多く、カフェも併設されていました。

Adam Shlahetセンター長からは他の法科大学院との模擬裁判対抗戦を開催していることなどが説明され、更に別の担当者からLL.M.や1月に1週間程度の超短期



Adam Shlahet教授

で開催するWINTER INSTITUTE PROGRAM(冬季短期集中プログラム:法廷見学・法律事務所訪問の後、アメリカ司法制度、アメリカ憲法の解説などの授業を行う)の説明がありました。その後、法科大学院のエクスターンシップ等の授業内容について説明していただきました。導入授業から始まり、リーガルライティング&リサーチの説明や、ネゴシエーション(交渉)の授業ではロールプレイを取り入れ、弁護士役も依頼者役も学生が交互にやることなどの説明を受けました。

キングスカウンティ家庭裁判所

2018年2月28日(水)、ニューヨーク州ブルックリンにあるキングスカウンティ家庭裁判所(Kings County Family Court)を訪問し、グルーベル(Iland Gruebel)判事の法廷を見学しました。

アメリカにおいて、我が国の家事事件に相当する事件は、州レベルの裁判所で処理されますが、その具体的な制度は、州によって異なっています。ニューヨーク州は、独立の家庭裁判所(Family Court)を設けています。少年事件の処理という沿革があるためか、我が国よりも、青少年保護に重点が置かれているように思われます。管轄する事件の一例をあげれば、養子縁組(Adoption)、親権の永続的な停止(Permanent Termination of Parental Right)、ネグレクト(Neglect)、後見(Guardianship)、

その後、Complex Litigation class(複雑訴訟クラス)の授業を実際に見学しました。当初は学生からの発言が少なかったのですが、Howard Erichson教授は発言を上手に引出し、「教員があてて答える」というより学生を授業に上手く巻き込んで参加を促す感じが印象的でした。他方、学生たちが広げているテキストが厚そうで、予習復習は大変そうな印象でした。

次の授業は、Trial and arbitration advocacy course(模擬裁判)です。Gail Heatherly教授は非常勤ということもあり、夜の授業になります。学生の弁論の実演について、手を組んだことの問題点を指摘したり、声のトーンやアイコンタクトが良い、と褒めるといった評価を行っていました。

総じて、きれいな建物の中で、学生たちが課題や授業に積極的に取り組み、教員がそれを促す雰囲気を感じました。他の施設等の視察で得た見聞もあわせて、ニューヨークで受けた刺激を法科大学院での自分の教育や研究に活かしたいと強く感じる訪問となりました。

岡山大学法科大学院
教授 吉野 夏己

青少年犯罪(Juvenile Delinquency)等々があげられますが、特徴的なのは、ニューヨーク州では、ACS(児童保護サービス Administration for Children's Services)と密接に連携している点です。市民からの通報がなされると、虐待・ネグレクトの調査官が家庭訪問し、学校や医





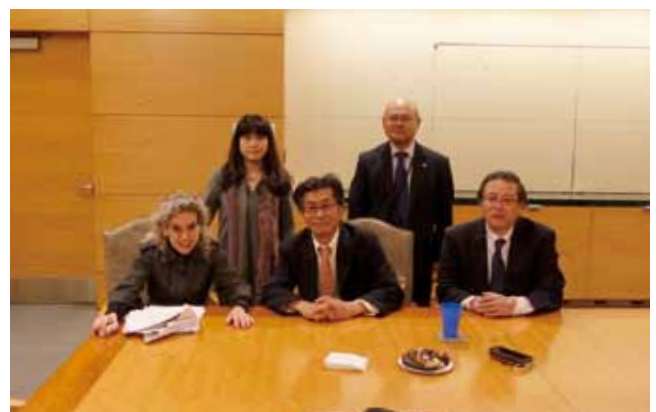
師から情報を集め、子どもの安否を確認します。場合により、調査官は、家庭裁判所に対して虐待・ネグレクトの申し立てをし、親子分離が必要であれば、引き離しの承認を求めるなど、里親制度に至るまで家庭裁判所が大きく関与しています。また、裁判手続には、子供の利益を保護するため、独立した、子供のための弁護士 (attorney for child) が選任されます。

キングスカウンティ家庭裁判所の建物は地下鉄の駅を出てすぐの場所にあり、アクセスはよいのですが、警備が厳重で、グルーベル判事のお出迎えにもかかわらず、数分間足止めを食ってしまいました。その後、会議室及び裁判官室で、グルーベル判事やスタッフによる説明・ヒアリングを受けた後、法廷を見学しました。当事者に対して親しみやすさを表すため、グルーベル判事はあえて法服を着用しないとのことでした。

法廷に入ると、2人の事務官がおり、かつての廷吏のように、法廷内の秩序維持、当事者の呼び出し、書類のやりとりなどの事務を行っていましたが、一見して分かる拳銃を腰に吊り下げており、思わず緊張しました。正面には、アメリカ合衆国の国旗と「IN GOD WE TRUST」の標語が掲げられていました。「我々は神を信じる」という意味と聞いていますが、法廷では、正義・公正との意味なのでしょうか。映画でもお馴染みの抑揚のある「オール・ライズ (all rise)」(起立)のかけ声とともにグルーベル判事が登壇され、あたかもテミス像のごとく、剣と天秤を持つ正義の女神の姿を想起させました。

当日、予定されていた事件は複数ありましたが、弁護士のドタキャンがあったり(目の前で、書記官が電話し、おそらく「忘れてました」、「用事が出来て」などの言い訳をしていたようでした。)、当事者の不出頭などで、我々が見ることの出来た尋問は、実質的には1件のみでした。事案は、連れ子に対する虐待事件で、事件を調査した係官に対する尋問が行われましたが、児童相談所、両親、7歳の子供の各弁護士4人が入り乱れて「異議あり (objection)」など白熱した激論があるかと思えば、証拠を持ってくるのを忘れた、あるいは、当事者に証拠が渡されていないといった、証拠手続に不備もみられました。また、主尋問についても、調書を読み上げ、「この通りか」、「イエス」というたぐいのものであり、争点整理手続が十分になされていない印象を受けました。

法廷の雰囲気ですが、若い女性事務官が拳銃を所持したまま、昼食の紙袋を持って入ってきたり、尋問中、スマホをチェックしたり、グルメ雑誌を読んでおり、日本では考えられない光景でした。なお、グルーベル判事によれば、書類を渡したり、案内をしたりする事務について、書記官と事務官のどちらが担当するのか争いがあるようでしたが、その紛争には「介入しない」と笑っておられました。また、グルーベル判事は、尋問中、PSIMのスタッフを裁判官席の横に座らせてくれ、それについて誰も文句を言わないし、アメリカ流の「マイコート(私の法廷)」を実感することができました。



Iland Gruebel判事

NITAとの学術交流協定更新



2018年2月27日、PSIMコンソーシアムとNITAは、法実務技能教育に関し、相互交流を行うことにより、教育・研究の充実、発展を資することを目的として、5回目の学術交流協定を更新いたしました。

調印式は、アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク Day Pitney法律事務所で行われ、PSIMコンソーシアムからは、藤本亮代表のほか、吉野夏己副代表(岡山大学)、宮城哲副代表(琉球大学)、榎本修運営委員(名古屋大学)が、NITAからは、Wendy McCormack新所長、Elizabeth Sher氏(Day Pitney 弁護士)、Adam Shlahet氏

(Fordam Law School教授)が出席されました。協定書にサインした後、双方の出席者が今後の連携・協力についての確認をいたしました。調印にあたり、Wendy McCormack新所長から、以下のメッセージをいただきました。

交流協定調印にあたって

NITA所長 Wendy McCormack

Karen Lockwood氏よりExecutive Director職を引き継ぎましたWendy McCormackです。2017年、PSIMコンソーシアムとNITAが、法実務技能に関する連携の精神に基づいて学術交流協定を最初に締結してから10年が経ちました。私たちの関係は、言語や文化、歴史の違いは問題ではなく、むしろ、正義、公平、平等の精神を共有することを本質的価値とし、法実務技能教育を通じて私たちがどのようにしてこれらの諸価値を具現化してきたのかははっきりと示してきました。私たちの次の10年の関係が始まりますが、協同して日本と合衆国における法の支配を支え、国境を越えてこれらの価値を実現していくために、NITAはPSIMとの結びつきをますます強めていきたいと考えています。



今後の予定

■ 第12回PSIMコンソーシアム総会

日時 2018年11月11日(日) 10:30~12:00

場所 品川シーズンテラスカンファレンスC

■ 第32回法実務技能教育支援セミナー

日時 2018年11月11日(日) 13:00~17:00

場所 品川シーズンテラスカンファレンスC

法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアム ニュースレター 第21号

【発行者】PSIMコンソーシアム 【代表】藤本 亮 名古屋大学大学院法学研究科 教授

【事務局】〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院法学研究科 211研究室

【TEL&FAX】052-788-6234 【ホームページ】<http://psimconsortium.law.nagoya-u.ac.jp>

法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアムは、法科大学院における法実務技能教育に関し、教材の作成と共同利用・教育人材の養成・教育方法論の構築を目的として、下記の法科大学院が参加して全国規模で活動しています。

【PSIMコンソーシアム参加校】

名古屋/北海学園/東北/東京/専修/早稲田/上智/日本/桐蔭横浜/静岡/中京/
愛知/南山/金沢/京都産業/関西学院/大阪市立/近畿/岡山/広島/九州/熊本/琉球(2018年4月現在23校、順不同)